○防衛省告示第百九十六号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒

(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒

(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒

(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十七号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度一四分一一秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒

(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒

(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
長野市青木島町大塚字宿三一三番一から同市大字柳原字東囲二〇八四番一まで	前	一五・九〇～一〇三・〇〇メートル	
	後	九・四一〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一五・九〇～一〇七・六五	
	A	一〇三・〇〇	
	B	九・四一〇〇	
	A	一〇〇～一〇四・二五	
	B	二・九九〇〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野市大字北長池字新田三八八番一から同市大字北長池字下河原六四四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月二十三日

○北陸地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
射水市沖塚原二一七番から同市沖塚原二七九番まで	前	二七・一五～二七・一五メートル
	後	二七・一五～三五・七七〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	射水市沖塚原二一七番から同市沖塚原二七九番まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月二十三日